

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程

高知県商工労働部経営支援課

目 次

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程	1
1 事前協議に関する事務	1
2 法第5条第1項の届出に関する事務	1
3 法第6条第1項の届出に関する事務	2
4 法第6条第2項の届出に関する事務	3
5 法第6条第5項の届出に関する事務	3
6 法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に関する事務	3
7 法第6条第4項ただし書きに関する事務	4
8 法第7条に関する事務	5
9 法施行規則第11条第2項に関する事務	5
10 法第8条第3項に関する事務	6
11 法第8条第4項及び第6項に関する事務	6
12 法第8条第7項及び第8項に関する事務	7
13 法第9条第1項及び第3項に関する事務	9
14 法第9条第4項及び第5項に関する事務	10
15 法第9条第7項に関する事務	10
16 法第11条第3項の届出に関する事務	11
17 法第14条第1項及び第2項に関する事務	11
18 その他	11
様 式	13
出店(変更)計画概要書	67
大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ	90

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）の施行に伴う事務については、下記により処理することとする。

記

1 事前協議に関する事務

(1) 立地地域区分の変更等

法第5条第1項、法第6条第2項、又は法附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出予定者から、法第4条第1項の規定に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載する「必要駐車台数算出の際の立地地域区分の変更（二1. (1)①）」又は「騒音の予測・評価の際の地域類型、区域類型、基準値の推定（二2. (1)②）」に関し事前協議があった場合は、高知県大規模小売店舗立地連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の構成員たる都市計画課又は環境対策課と協議する旨指導する。また、「駐車場の必要台数の確保」、「騒音の予測・評価」、「廃棄物の施設容量の確保」等、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関し事前協議があった場合についても、連絡調整会議の構成員たる関係各課と協議するよう求めるものとする。

(2) 届出時期

法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出予定者から、届出時期に関し事前協議があった場合は、別紙1「出店（変更）計画概要書」の任意提出を求め、他法令等との調整状況等を確認した上で、届出予定者に対し、届出受理後の計画変更が行われることのないよう、他法令等との調整状況及び調整期間を十分に勘案して届出時期を決定するよう求めるものとする。

2 法第5条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 必要な届出項目が記載されているか、及び届出が新設（予定）日の8月前までに提出されているかを確認する。

イ 届出があった場合は、任意で提出を求める別紙1「出店（変更）計画概要書」により、他法令等との調整状況について確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、10部とする。

(2) 公告及び通知等

ア 届出の受理後、速やかに、様式第1により県公報掲載の手続きを行う。

イ 法第5条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「関係市町村」という。）役場の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援

課内においては、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧しようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第3により通知し、意見照会を行う。

3 法第6条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 法第5条第1項第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは、変更後2週間以内に、大規模小売店舗立地法施行規則（以下「法施行規則」という。）第6条に規定する変更届出書により変更事項を届けさせるよう指導する。

イ 届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、4部とする。

(2) 公告及び通知

ア 届出の受理後、速やかに、様式第4により県公報登載の手続きを行う。

イ 法第6条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧しようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行う。

オ この届出については、法第8条第4項以降の手続きは行われないので留意すること。

4 法第6条第2項の届出に関する事務

(1)形式審査等

- ア 必要な届出項目が記載されているか、及び届出が変更(予定)日の8月前まで(法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更は除く。)に提出されているかを確認する。
- イ 届出があった場合は、任意で提出を求める別紙1「出店(変更)計画概要書」により、他法令等との調整状況について確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。
- ウ 提出部数は、4部(届出内容により追加あり)とする。

(2)公告及び通知等

- ア 届出の受理後、速やかに、様式第5により県公報登載の手続きを行う。
- イ 法第6条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。
- ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧しようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。
- エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、届出内容により、連絡調整会議の該当構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第3により通知し、意見照会を行う。

5 法第6条第5項の届出に関する事務

(1)形式審査等

- ア 届出があった場合、当該店舗面積が1,000㎡以下となっていることを届出者に確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。
- イ 提出部数は、4部とする。

(2)公告及び通知等

- ア 届出の受理後、速やかに、様式第6により県公報登載の手続きを行う。
- イ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて、様式第7により通知を行う。

6 法附則第5条第1項の届出に関する事務

(1)形式審査等

- ア 必要な届出項目が記載されているか、及び届出が変更(予定)日の8月前まで(法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更は除く。)に提出されているかを確認する。
- イ 届出があった場合は、任意で提出を求める別紙1「出店(変更)計画概要書」により、他法令等との調整状況について確認するとともに、届出日から7日以内に形式審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。
- ウ 提出部数は、4部(届出内容により追加あり)とする。

(2) 公告及び通知等

- ア 届出の受理後、速やかに、様式第8により県公報掲載の手続きを行う。
- イ 縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。
- ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧しようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。
- エ 届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、届出内容により連絡調整会議の該当構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第3により通知し、意見照会を行う。

7 法第6条第4項ただし書きに関する事務

(1) ただし書き適用の申出等

- ア 法第6条第4項ただし書きの適用を希望する法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出者は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出の際に様式第9を添付するものとする。
- イ 届出部数は、4部(届出内容により追加あり)とする。

(2) 申出の通知等

様式第9が提出された場合は、記4(2)エの通知又は記6(2)エの通知の際に様式第9の写し1部を添付する。

(3) 審査

連絡調整会議の構成員と経営支援課において、届出日から1月以内に法施行規則第8条に規定する生活環境に与える影響について審査する。

(4) 審査結果の通知

審査後直ちに、届出者に対し、審査結果を様式第10により通知するとともに、その通知の写しを1部添付して様式第11により関係市町村に通知する。

8 法第7条に関する事務

(1) 説明会の開催回数

ア 法第7条第1項の規定に基づく説明会の開催回数については、原則1回とするが、周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して、多数の人が参加する必要があると考えられる場合には、会場の都合や来場者の状況、説明期間等を考慮し、関係市町村と協議の上、3回を上限に開催回数を決定する。

(2) 説明会の対象者、日時及び場所

説明会開催者から説明会の対象者、日時及び場所について意見を求められた場合は、関係市町村と協議の上、適切に説明会が実施されるよう指導する。

(3) 説明会開催の公告

法施行規則第12条第1項第1号に基づく県の公報又は広報紙への登載については、迅速で柔軟な対応が困難であることから、これを行わないこととする。このため、説明開催の公告の方法は、法施行規則第12条第1項第2号又は第3号により行うこととする。周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町村であるが、生活環境上の影響が近隣の市町村にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町村も含むよう求めるものとする。

(4) 説明会開催が困難な場合の手続き

ア 法施行規則第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事由により説明会開催が困難となった説明会開催者は、様式第15を1部提出するものとする。

イ 法第7条第4項の規定による周知は、法施行規則第13条第2項第1号から第3号に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。なお、周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町村であるが、生活環境上の影響が近隣の市町村にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町村も含むよう求めるものとする。

(5) 説明会の終了報告

ア 説明会開催者は、説明会の実施後、遅滞なく、様式第16により報告するものとする。

イ 県は、アの報告に基づき、適当と認めた場合には、説明会の終了の確認を行うものとする。

9 法施行規則第11条第2項に関する事務

(1) 法施行規則第11条第2項適用の申出等

ア 法施行規則第11条第2項の適用を希望する法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出者は、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出の際に様式第12を添付するものとする。

イ 届出部数は、4部（届出内容により追加あり）とする。

(2) 申出の通知等

様式第12が提出された場合は、記4(2)エの通知又は記6(2)エの通知の際に様式第12の写し1部を添付する。

(3) 審査

連絡調整会議の構成員と経営支援課において、届出日から1月以内に法施行規則第11条第2項の適用について審査する。

(4) 審査結果の通知

審査後直ちに、届出者に対し、審査結果を様式第13により通知するとともに、その通知の写しを1部添付して様式第14により関係市町村に通知する。

10 法第8条第3項に関する事務

ア 法第8条第1項及び第2項の規定に基づく意見の提出があったときは、意見の申出期限等を確認の上、速やかに、当該意見の概要を様式第17により県公報登載の手続きを行う。

イ 法第8条第3項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から1月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

エ 法第8条第1項及び第2項の規定に基づく意見の提出があったときは、速やかに、関係市町村に対し、意見書の写し2部を添えて様式第18により通知並びに縦覧手続きの依頼を行う。

オ 法第8条第1項の規定に基づく市町村の意見については、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から作成するよう指導すること。

11 法第8条第4項及び第6項に関する事務

(1) 連絡調整会議の開催

ア 法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の届出に係る審査については、法第5条第3項(法第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告の日から6月以内に連絡調整会議を開催する。ただし、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出において、周辺環境に及ぼす影響が少ないと判断される場合には、この限りではない。

イ 連絡調整会議は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

(2) 高知県大規模小売店舗立地審議会(以下「審議会」という。)への諮問

法第5条第1項及び法第6条第2項並びに法附則第5条第1項の届出に対し、法第8条第4項に規定する県知事の意見を述べようとするときは、審議会の意見を聴かなければ

ならない。ただし、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出にあつて、周辺環境に及ぼす影響が少ないと判断される場合には、この限りではない。

(3) 審議会の開催

- ア 審議会長の承認を得て審議会長名をもって審議会を招集する。
- イ 審議会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。
- ウ 審議会の議決後、直ちに審議会長名をもって様式第19により知事に対する審議会答申手続きを行うこと。

(4) 県知事の意見

- ア 審議会の答申を受け、県知事が法第8条第4項に基づき意見を述べようとするときは、答申の内容を十分に尊重して行うこととする。
- イ 県知事が届出者に対し、意見を有する場合は様式第20により通知し、意見を有しない場合は様式第21により通知する。

(5) 公告及び通知

- ア 法第8条第4項の規定に基づく県知事の意見を述べた場合は、速やかに、様式第22により県公報登載の手続きを行う。
- イ 法第8条第6項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から1月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日进行を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。
- ウ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。
- エ 法第8条第4項の規定に基づく意見を述べた場合は、関係市町村に対し、様式第20の写し2部を添えて、様式第23により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第20の写し1部を添えて様式第24により通知する。
- オ 法第8条第4項の規定に基づく意見を有しない旨の通知をした場合は、関係市町村に対し、様式第21の写し1部を添えて、様式第25により通知を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第21の写し1部を添えて様式第24により通知する。

12 法第8条第7項及び第8項に関する事務

(1) 法第8条第7項の届出又は通知

- ア 法第8条第4項の規定に基づく県知事の意見を有する旨の通知を受けた届出者は、その意見を踏まえ、当該届出を変更する場合は、法施行規則第16条の規定に基づき変更する旨の届出をし、当該届出を変更しない場合は、様式第26を提出するものとする。
- イ 届出日又は通知日から7日以内に形式審査を行い、所定事項を整理台帳に記載する。

ウ 提出部数は、変更届出については、10部、変更しない旨の通知については、8部とする。

(2) 公告及び通知

- ア 変更届出の受理後、速やかに、様式第27により県公報登載の手続きを行う。
- イ 変更届出が提出された場合で、その変更内容が生活環境保持のために十分な内容であるときは、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて様式第28により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第29により通知し、意見書提出の依頼を行う。
- ウ 変更届出が提出された場合で、その変更内容が県の意見を適正に反映しておらず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるおそれがあるときは、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて様式第30により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第29により通知し、意見書提出の依頼を行う。
- エ 変更届出が提出された場合の法第8条第8項の規定に基づく縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。
- オ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。
- カ 変更しない旨の通知が提出された場合（添付書類及び指針による配慮事項（届出事項以外の事項）の変更もしない場合）は、関係市町村に対し、様式第26の写し1部を添えて様式第31により通知及び意見提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第26の写し1部を添えて様式第29により通知し、意見書提出の依頼を行う。
- キ 変更の内容が添付書類のみの事項の変更又は指針による配慮事項（届出事項以外の事項）のみの変更であるときは、届出者は、変更前及び変更後の当該添付書類等を添付して、様式第32により県に変更を通知するものとする。この場合の提出部数は、10部とする。
- ク 記12(2)キの通知があったときは、関係市町村に対し、様式第32の写し2部を添えて様式第33により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第32の写し1部を添えて様式第34により通知する。
- ケ 記12(1)アの変更しない旨の通知が提出された場合で、記12(2)キの添付書類等の

みの事項の変更の通知が提出され、その添付書類等のみの変更の内容が生活環境保持のために十分な内容であるときは、関係市町村に対し、様式第26の写し1部を添えて様式第35により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第26の写し1部を添えて様式第29により通知し、意見書提出の依頼を行う。

- コ 記12(1)アの変更しない旨の通知が提出された場合で、記12(2)キの添付書類等のみの事項の変更の通知が提出され、その添付書類等のみの変更の内容が、県の意見を適正に反映しておらず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であるおそれがあるときは、関係市町村に対し、様式第26の写し1部を添えて様式第31により通知及び意見書提出の依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第26の写し1部を添えて様式第29により通知し、意見書提出の依頼を行う。

13 法第9条第1項及び第3項に関する事務

(1) 連絡調整会議の開催

ア 法第8条第7項の届出又は通知があった場合は、速やかに、連絡調整会議を開催する。

イ 連絡調整会議は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

(2) 審議会への諮問

法第9条第1項の規定による勧告をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 審議会の開催

ア 連絡調整会議の審査後、直ちに審議会議長の承認を得て審議会議長名をもって審議会を招集する。

イ 審議会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ 審議会の議決後、直ちに審議会議長名をもって様式第36により知事に対する審議会答申手続きを行うこと。

(4) 県知事の勧告

法第9条第1項の規定による勧告をしようとするときは、審議会の意見を十分尊重して行うこととし、審議会答申後、勧告する場合は、直ちに、届出者に対し、様式第37により行うこと。なお、勧告書には、届出者がとるべき必要な具体的措置を選択肢として提示すること。

(5) 公告及び通知

ア 法第9条第1項の規定に基づく勧告をした場合は、速やかに、様式第38により県公報掲載の手続きを行う。

イ 法第9条第1項に基づく勧告をした場合は、関係市町村に対し、様式第37の写し1部を添えて様式第39により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第37の写し1部を添えて様式第40により通知する。

ウ 法第9条第1項に基づく勧告をしなかった場合は、関係市町村に対し、その旨を様式第39により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第40により通知

する。

14 法第9条第4項及び第5項に関する事務

(1) 法第9条第4項の届出

ア 届出日から7日以内に形式審査を行い、所定事項を整理台帳に記載する。

イ 提出部数は、10部とする。

(2) 公告及び通知

ア 届出の受理後、速やかに、様式第41により県公報掲載の手続きを行う。

イ 届出が提出された場合、関係市町村に対し、届出書の写し2部を添えて様式第42により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、連絡調整会議の構成員に対し、届出書の写し1部を添えて様式第29により通知し、意見書提出の依頼を行う。

ウ 法第9条第5項に規定する縦覧については、商工労働部経営支援課内及び関係市町村の協力を得て、関係市町村役場内において、公告の日から4月間のうち、経営支援課内においては、高知県の休日を守る条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時まで、関係市町村役場内においては、関係市町村役場の開庁日の開庁時間の間に行うこととする。

エ 縦覧しようとする者が希望する場合は、縦覧に供する届出書及び添付書類の写しの交付を受けることができる。ただし、当該写しの交付に要する費用は、縦覧をしようとする者が負担するものとする。この場合、縦覧場所から持ち出す届出書及び添付書類が必要となることから、事前に届出書及び添付書類の写しを1部用意し、当該写しで対応することとする。なお、写しの交付については、経営支援課で対応するものとし、関係市町村役場においては、原則対応しないこととする。

15 法第9条第7項に関する事務

(1) 法第9条第4項の届出

県の勧告に従わない法第9条第4項の規定に基づく届出があった場合は、届出者から原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(2) 連絡調整会議の開催

ア 法第9条第4項の規定に基づく届出があった場合は、速やかに、連絡調整会議を開催する。

イ 連絡調整会議は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

(3) 審議会への諮問

法第9条第7項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(4) 審議会の開催

ア 連絡調整会議の審査後、直ちに審議会議長の承認を得て審議会議長名をもって審議会を招集する。

イ 審議会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ 審議会の議決後、直ちに審議会長名をもって様式第43により知事に対する審議会答申手続きを行うこと。

(5) 勧告に従わない旨の公表

法第9条第7項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を十分尊重して行うこととし、審議会答申後、公表するとなった場合は、直ちに様式第44による県公報及び県広報紙への搭載手続きを行うとともに、報道機関にも資料提供する。

(6) 関係市町村等への通知

ア 法第9条第7項に基づく公表をした場合は、関係市町村に対し、様式第44の写し1部を添えて、様式第45により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第44の写し1部を添えて、様式第46により通知する。

イ 法第9条第7項に基づく公表をしなかった場合は、関係市町村に対し、その旨を様式第44により通知するとともに、連絡調整会議の構成員に対し、様式第46により通知する。

16 法第11条第3項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 届出日から7日以内に形式審査を行い、所定事項を整理台帳に記載する。

イ 添付書類は次のとおりとする。

① 譲渡の場合

譲渡の事実を証する書類

② 自然人における相続の場合

戸籍謄本又は相続の事実を証する書類

③ 法人における合併（新設合併及び吸収合併）の場合

登記簿謄本又は合併の事実を証する書類

ウ 提出部数は、2部とする。

(2) 関係市町村等への通知

届出の受理後、速やかに、関係市町村に対し、届出書の写し1部を添えて様式第7により通知する。

17 法第14条第1項及び第2項に関する事務

(1) 法第14条第1項の規定により報告を求められた大規模小売店舗の設置者は、様式第47により報告するものとする。

(2) 法第14条第2項の規定により報告を求められた小売業者は、様式第48により報告するものとする。

(3) 法第14条の規定による報告を求めるときは、設置者への送り状に「異議申し立て」ができることを教示する。

18 その他

この規定は、平成12年6月1日から施行する。

この規定は、平成17年6月1日から施行する。

この規定は、平成19年6月27日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成23年3月23日から施行する。

この規定は、平成29年1月20日から施行する。

この規定は、平成30年4月17日から施行する。

様式第 1

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の収容台数
 - (イ) 駐輪場の収容台数
 - (ウ) 荷さばき施設の面積
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

[市町村に対する通知及び意見照会（届出関係）]

様式第2

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見照会）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項又は第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を（同法第5条第3項、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項）の規定により、県公報告示日（平成 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

また、当該届出の内容について、同法第8条第1項の規定に基づき貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を平成 年 月 日までに高知県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

市 町 村 長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について (意見書)

平成 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

※意見は、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から作成してください。

[連絡調整会議に対する通知及び意見照会]

様式第3

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（審査依頼）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）施行規則第11条第2項）の規定に基づき、別添のとおり届出（通知）がありました。

つきましては、当該届出の内容について、貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を平成 年 月 日までに経営支援課へ1部提出してください。

なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

第 号
年 月 日

商工労働部経営支援課長 あて

連絡調整会議構成員

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

平成 年 月 日付第 号により意見照会がありましたうえのことについて
下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 意見の内容
- 3 理由

※ 意見は、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から
作成してください。

[大規模小売店舗の変更（法第6条第1項）に関する公示]

様式第4

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更した事項（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名（法人の場合））

（変更前）

（変更後）

- (5) 変更年月日
- (6) 変更理由

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

[大規模小売店舗の変更（法第6条第2項）に関する公示]

様式第5

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更年月日
- (6) 変更理由

2 届出年月日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

[大規模小売店舗の廃止に関する公示]

様式第6

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 届出者の名称
- 2 届出者の住所
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

〔市町村に対する通知（廃止・承継）〕

様式第7

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第5項、第11条第3項）の規定に基づき、別添のとおり届出がありましたので通知します。

[大規模小売店舗の変更（附則第5条第1項）に関する公示]

様式第8

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更年月日

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

[法第6条第4項ただし書きの適用要望書]

様式第9

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの適用について

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき平成 年 月 日付をもって届出をした下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記2の理由により同法第6条第4項ただし書きの適用を受けることを希望します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）

- 2 理 由

〔法第6条第4項ただし書きの適用通知（届出者）〕

様式第10

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、平成 年 月 日付で届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法第6条第4項ただし書きの適用については、下記2の理由により（認める・認めない）こととしましたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 理 由

〔法第6条第4項ただし書きの適用通知（市町村）〕

様式第11

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき平成 年 月 日付を以て届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法第6条第4項ただし書きの適用については、下記2の理由により（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 理 由

[法施行規則第11条第2項の適用要望書]

様式第12

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用について

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき平成 年 月 日付をもって届出をした下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記2の理由により同法施行規則第11条第2項の適用を受けることを希望します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 理 由

〔法施行規則第11条第2項の適用通知（届出者）〕

様式第13

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、平成 年 月 日付で届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法施行規則第11条第2項の適用については、下記2の理由により（認める・認めない）こととしましたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 理 由

〔法施行規則第11条第2項適用の通知（市町村）〕

様式第14

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき、平成 年 月 日付で届出のありました下記1の大規模小売店舗に係る同法施行規則第11条第2項の適用については、下記2の理由により（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に対し通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 理 由

[説明会の開催が不可能となった場合の報告]

様式第15

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法に基づく説明会について

大規模小売店舗立地法（法第5条第1項、法第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき平成 年 月 日付で届出をしました下記1の大規模小売店舗の同法第7条第1項の規定による説明会は、下記2の理由により開催することができなくなりましたので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 説明会が開催できなくなった理由

〔説明会の終了報告〕

様式第16

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による下記店舗にかかる説明会の実施状況
について、別紙のとおり報告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

(別 紙)

説明会実施状況報告書

1 実施日時

2 実施場所

3 開催についての周知方法・期間

4 出席者

(1) 開催者 (氏名・職名等)

(2) 参加者

総人数 名

5 説明会の概要

6 質疑・応答の内容

7 その他

※説明会の配布資料を添付してください。

〔大規模小売店舗の届出に関する意見（法第8条第1項、第2項）に関する公示〕

様式第17

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項（第8条第2項）の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 法第8条第1項の規定により〇〇市（町村）から聴取した意見（法第8条第2項の規程により述べられた意見）（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
平成 年 月高知県告示第 号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 意見の概要

〔市町村に対する通知（市町村等の意見書）〕

様式第18

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第8条第1項又は第2項）の規定に基づき、下記の大規模小売店舗に係る届出について別添のとおり意見書を提出していただきました。

つきましては、別添意見書を同法第8条第3項の規定により、県公報告示日（平成 年 月 日予定）から1月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

[県に対する審議会答申]

様式第19

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

高知県大規模小売店舗立地審議会長

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（答申）

平成 年 月 日付で諮問のあった事案について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意 見

〔県の意見の届出者に対する通知（意見を有する場合）〕

様式第20

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定に基づき平成 年 月 日付で届出のありました、下記の大規模小売店舗に係る届出事項について同法第8条第4項の規定により別紙のとおり意見を述べます。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

(別紙)

株式会社〇〇（大規模小売店舗名：〇〇〇）の届出に係る
意見について（意見書）

1 意 見

2 理 由

[県の意見の届出者に対する通知（意見を有しない場合）]

様式第21

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事 名

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平成 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項については、特段の意見がありませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

[大規模小売店舗の届出に関する意見（法第8条第4項）に関する公示]

様式第22

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により意見を述べたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 法第8条第4項の意見の対象となった届出に係る告示
平成 年 月高知県告示第 号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 県が述べた意見の概要

[県の意見の市町村に対する通知（意見を有する場合）]

様式第23

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき平成 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べました。

つきましては、別添意見書を同法第8条第6項の規定により、県公報告示日（平成 年 月 日予定）から1月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出内容

[県の意見の連絡調整会議構成員に対する通知]

様式第24

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき平成 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定に基づき、別添のとおり届出者に対して通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出内容

〔県の意見の市町村に対する通知（意見を有しない場合）〕

様式第25

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき平成 年 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定に基づき、別添のとおり意見がない旨を通知しました。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出内容

[法第8条第7項に関する変更しない旨の通知]

様式第26

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法に基づく届出事項の変更について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。））の規定により、年 月 日付で届出し、同法第8条第4項の規定により平成 年 月 日付〇〇第〇〇号で意見が述べられた下記1の大規模小売店舗に係る届出については、下記2の理由により、届出事項を変更しませんので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

- 2 理 由

[大規模小売店舗の変更（法第8条第7項）に関する公示]

様式第27

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第8条第7項の規定による届出があったので、同条第8項の規定により、次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更年月日

2 届出年月日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

※附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の届出の場合は、「4変更しようとする事項」のうち「大規模小売店舗の新設をする日」は除く。

〔法第8条第7項の届出に関する市町村に対する通知（変更届出のあった場合）〕

様式第28

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、県公報告示日（平成 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

(法第8条第7項及び第8項・法第9条第4項及び第5項に関する通知)

様式第29

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第8条第7項、第9条第4項）の規定に基づき、別紙のとおり届出（通知）がありましたので通知します。

〔法第8条第7項の届出に関する市町村に対する通知及び意見照会（変更届出のあった場合）〕

様式第30

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見照会）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。
つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、県公報告示日（平成 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

また、当該届出について、同法第9条第1項の規定に基づき貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を平成 年 月 日までに高知県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

市 町 村 長

大規模小売店舗法に基づく届出について (意見書)

平成 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

〔法第8条第7項の通知に関する市町村に対する通知及び意見照会（変更しない場合）〕

様式第31

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見照会）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出事項を変更しない旨の通知がありました。

つきましては、同法第9条第1項の規定に基づき貴職の意見を聴きますので、別紙様式による意見書を平成 年 月 日までに高知県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。なお、意見がない場合も必ずその旨を記載のうえ、提出してください。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

市 町 村 長

大規模小売店舗法に基づく届出について (意見書)

平成 年 月 日付第 号により意見照会のありましたうえのことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

[県の意見に対する添付書類等のみの変更通知]

様式第32

添付書類等変更通知書

年 月 日

高知県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程の記1 2 (2)キの規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由

[添付書類等のみの変更に関する市町村に対する通知]

様式第33

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程の記12（2）キの規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添添付書類等を本日から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

[連絡調整会議に対する通知（添付書類等のみの変更）]

様式第34

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成課長 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法施行に伴う事務処理規程の記12（2）キの規定に基づき、別添のとおり届出がありましたので通知します。

〔法第8条第7項の通知に関する市町村に対する通知（添付書類等のみの変更がある場合）〕

様式第35

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出事項を変更しない旨の通知がありましたので通知します。

[県の勧告に対する審議会答申]

様式第36

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

高知県大規模小売店舗立地審議会会長

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について（答申）

平成 年 月 日付で諮問のあった事案について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意 見

〔届出者に対する変更勧告〕

様式第37

年 月 日

届 出 者 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく変更勧告について

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により平成 年 月 日付で届出（通知）のありました下記1の大規模小売店舗にかかる届出（通知）事項については、同法第9条第1項の規定により、下記3のとおり勧告する。

なお、勧告を踏まえ、対応を行う場合は、同法第9条第4項の規定に基づく変更届出書を高知県商工労働部経営支援課に提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地¥
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 変更勧告の内容
- 4 理由

[変更勧告に関する公示]

様式第38

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第9条第1項の規定により勧告を行ったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

- 1 勧告の対象となった届出に係る告示
平成 年 月高知県告示第 号
- 2 勧告の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 県の勧告の内容

[市町村に対する変更勧告の通知]

様式第39

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平成 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出に対し、同法第9条第1項の規定に基づき（別添のとおり勧告しましたので通知します。・勧告しないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 大規模小売店舗立地法第8条第7項の届出（通知）年月日

[連絡調整会議に対する変更勧告の通知]

様式第40

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平成 月 日付で届出のありました下記の大規模小売店舗に係る届出に対し、同法第9条第1項の規定に基づき（別添のとおり勧告しましたので通知します。・勧告しないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 大規模小売店舗立地法第8条第7項の届出（通知）年月日

[大規模小売店舗の変更（法第9条第4項）に関する公示]

様式第41

高知県告示第 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第9条第4項の規定による届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

年 月 日

高知県知事名

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- (2) 届出者の住所
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 変更しようとする事項（大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置、駐車場の収容台数、駐輪場の位置、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の位置、廃棄物等の保管施設の容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数、駐車場の自動車の出入口の位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

(変更前)

(変更後)

- (5) 変更理由

2 届出年月日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

※附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の届出の場合は、「4変更しようとする事項」のうち「大規模小売店舗の新設をする日」は除く。

[法第9条第4項の届出に関する市町村に対する通知]

様式第42

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。
つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第9条第5項において準用する同法第5条第3項の規定により、県公報告示日（平成 年 月 日予定）から4月間、貴庁舎内において縦覧をお願いします。

[公表に対する審議会答申]

様式第43

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 あて

高知県大規模小売店舗立地審議会長

大規模小売店舗立地法に基づく県の公表について（答申）

平成 年 月 日付で諮問のあった事案について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 意 見

[法第9条第7項の規定に基づく公表]

様式第44

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に基づく大規模小売店舗設置者の
公表について

下記1の大規模小売店舗設置者は、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づく
変更勧告に対し、正当な理由がなく従わなかったため、同法第9条第7項の規定に基づき、
その旨を公表します。

記

- 1 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 2 届出内容等
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

 - (2) 届出の概要

- 3 変更勧告の内容

- 4 これまでの経過

[法第9条第7項の公表に関する市町村に対する通知]

様式第45

第 号
年 月 日

市 町 村 長 あて

高 知 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく公表について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に（基づき下記の届出に対し別添のとおり公表しましたので通知します。・基づく下記の届出に関する公表はしないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出年月日
- 3 県の勧告年月日

[法第9条第7項の公表に関する連絡調整会議に対する通知]

様式第46

第 号
年 月 日

連絡調整会議構成員 あて

商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく公表について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に（基づき下記の届出に対し別添のとおり公表しましたので通知します。・基づく下記の届出に関する公表はしないこととしましたので通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出年月日
- 3 県の勧告年月日

〔法第14条第1項に関する報告〕

様式第47

大規模小売店舗を設置する者の報告書

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 大規模小売店舗の周辺の地域住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- 3 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

〔法第14条第2項に関する報告〕

様式第48

大規模小売店舗において小売業を行う者の報告書

年 月 日

高 知 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第14条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 営業の開始日
- 3 店舗面積及び店舗の位置に関する事項
- 4 店舗の運営方法に関する事項